

新型コロナウイルス感染症への対応について

秋田県立聴覚支援学校

1 健康観察

- 発熱、咳、咽頭痛等の風邪症状がある場合の自宅静養を徹底する（幼児児童生徒、職員）。
- 各家庭で毎朝「検温」と「健康観察」をし、結果を連絡帳等に記録してもらう。
- 登校後、玄関で「検温」と「健康観察」を行い、健康観察簿に記録する。
- 下校前、教室で「検温」と「健康観察」を行い、風邪症状がある場合は、スクールバスや放課後等デイサービスの利用を見合わせる。
※体温計の持参が可能な家庭からは、持参してもらう。
- 職員も自宅で「検温」と「健康観察」を行い、不調がないことを確認してから出勤する。

2 発熱等の風邪症状がある場合の対応

- 保護者の迎えを待つ間は、保健室や多目的室等で待機し周囲の人との接触を避ける。
- 受診する場合は、予め医療機関に症状等を伝えてから受診するよう勧める。
- 風邪症状が増加傾向にあるとき、罹患者が出たとき等、学校医に都度相談する。

3 手洗い

- 登校時、出勤時に必ず石けんを使用して手洗いをする。
- ハンカチは、毎日2枚程度準備し、昼食前に新しいハンカチに交換する。

4 咳エチケット

- 職員はマスクを着用して指導にあたる（口形確認のためにマスクを外す場合は、換気を良くし、2m≪互いに手を伸ばせば届く距離≫以上離れる）。
- 幼児児童生徒は、近距離で会話をする際マスクを着用するため、毎日持参してもらう。
- マスクのない状態で咳やくしゃみをする場合は、ティッシュや手で口を覆う。その後石けんで手洗いをする。

5 環境整備

- 学習、生活、勤務環境が三密（密閉・密集・密接）にならないよう留意する。
- 休み時間毎に教室の窓とドアを広く開けて換気し、授業中も少し開けておく。
- 近距離で対面して会話をしないように、座席を配置する（できるだけ1m以上離す）。
- 放課後等に、ドアノブ等頻回に触れる場所を次亜塩素酸ナトリウム消毒液等で消毒する。
- タブレット端末、パソコン等の学習用品やスポーツ用具を共用した場合は、使用後に丁寧な手洗いを行う。

6 給食

【座席、時間】

対面での食事を避けるため、時間帯を2回に分ける。食事中は会話を控える。

【配膳】

健康状態が良好な職員が行い、配膳担当点検票に記録する。

マスク、エプロン、三角巾を着用し、配膳中は会話をしない。

お替わりをする場合は時間を決め、配膳担当の職員が行う。

7 スクールバス・公共交通機関の利用

スクールバス・公共交通機関利用者のうち、送迎可能な（希望する）家庭には、送迎を依頼する。

スクールバスは、通常2名が並んで座る座席シートに1名が座るなど、隣り合う児童生徒の距離が十分にとれるようにし、車内の換気をこまめに行う。

公共交通機関を利用する場合も、可能な範囲で人と隣り合わせにならないように座る。

バス、電車内では必ずマスクを着用し、会話を控える。

8 健康管理

免疫力を保つため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心掛けるよう指導する。

部活動や補習授業は、疲れを残さないように内容や時間を考慮する。

9 出席停止等の扱い 学校保健安全法第19条他

幼児児童生徒の感染した場合

感染者の濃厚接触者に特定された場合（感染者と最後に濃厚接触した日から2週間）

発熱等の風邪症状がみられ、自宅で休養することが望ましいとされた場合

医療的ケア児、基礎疾患児において、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談した結果、登校すべきでないと判断された場合

10 医療的ケア児、基礎疾患児について

対応する職員は、必ずマスクを着用する。

同居する家族に風邪症状のある幼児児童生徒や職員との接触、同じ教室の使用を避ける。

医療的ケア児や基礎疾患児と接する職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。

校外活動では、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。

11 教育活動

5月に予定していた運動会は、秋へ延期する。

外部講師やボランティア等外部の人を招いての活動は、当面の間見合わせる。

部活動は、更衣場所を分け、活動中は換気を徹底する。

